

もっと身近に

男女共同参画

① 協働まちづくり課

外国人活躍・共生社会推進室

TEL44-3138

11月12～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です

女性に対する暴力の実態

内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査(令和3年3月公表)」では、女性の4人に1人が配偶者から心理的攻撃を含む何らかの家庭内暴力(DV)を受けたことがあると回答しました。配偶者暴力相談支援センターへの相談件数も、令和2年度以降年間12万件を超える高水準で推移しています。

暴力は、加害者・被害者の間柄を問わず決して許されるものではありません。特に女性に対する配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力等は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成する上で重要な課題となっています。

女性への暴力根絶「パープルリボン運動」

日本では、毎年11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間としています。この期間、運動の参加者や賛同者が女性への暴力根絶のシンボルカラーであるパープル(紫)のリボンを身につけて、暴力根絶や未然防止、被害者



パープルリボン

支援の意思を表します。この「パープルリボン運動」は、1994年にアメリカ合衆国で生まれたもので、現在は国際的な運動へと広がっています。

市内でパープル・ライトアップを初実施!

市では、パープルリボン運動にちなみ、女性に対する暴力根絶を呼び掛けるため袋井駅北口駅前広場のモニUMENTを紫色にライトアップする「パープル・ライトアップ」を初めて実施します。被害者に対して「1人で悩まず、相談してください」というメッセージを込めたライトアップをぜひご覧ください。

パープル・ライトアップ

時 11月12日(日)・17日(金)・18日(土)・23日(木・祝)・24日(金)・25日(土)
午後6時～9時

場 JR袋井駅北口駅前広場

内閣府 DV相談+プラス

専門の相談員による24時間対応の電話相談。1人で悩まず、まずは相談してください。

TEL0120-279-8809

